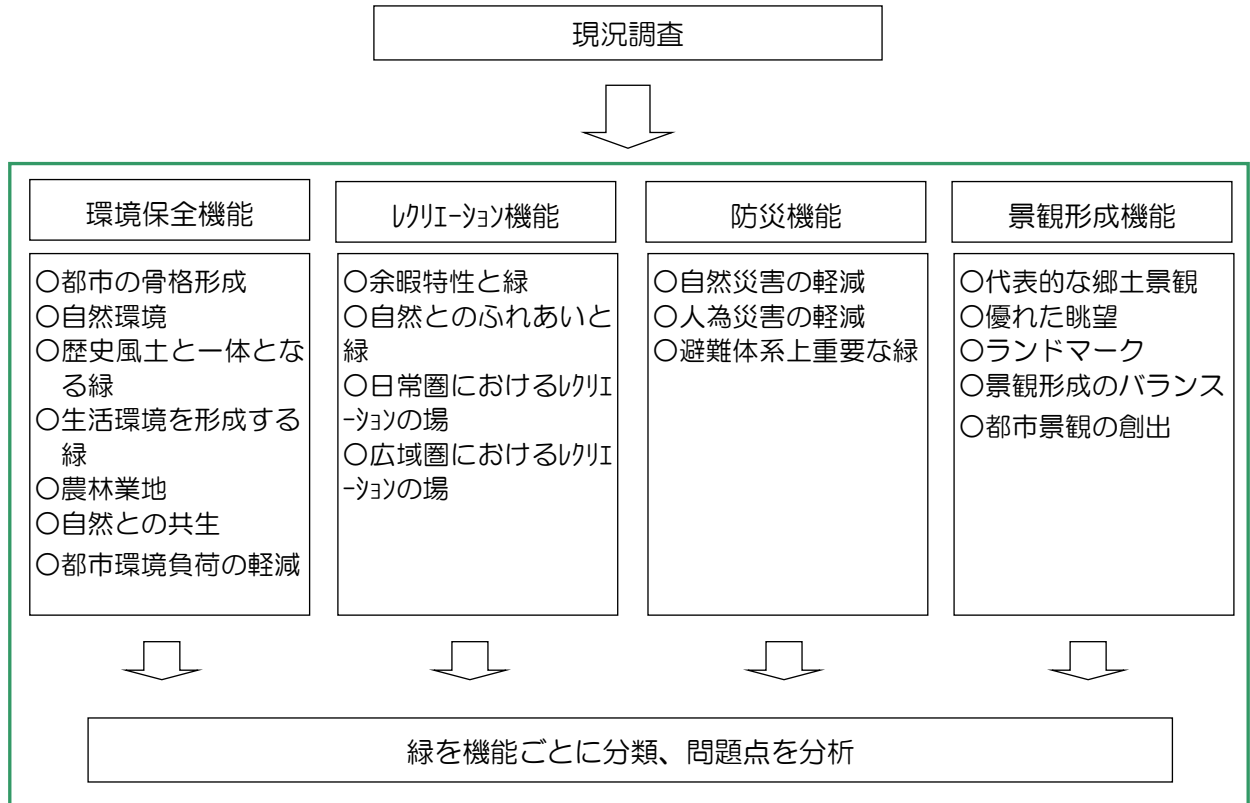


## 第3章 緑地の分析

### 3.1 現況分析

緑は大きくその機能ごとに、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4つに分類され、この4つの機能ごとに、現況調査を踏まえ本市の緑を分析する。



## (1) 環境保全機能の分析

緑は、CO<sub>2</sub>の吸収、大気の浄化、騒音の軽減、日陰創出による温度上昇の低減等といった環境を保全する機能を有している。

ここでは、都市の骨格形成、自然環境、歴史風土と一体となる緑、生活環境を形成する緑、農林業地、自然との共生、都市環境負荷の軽減の視点について整理する。

### ① 都市の骨格形成

本市は北部に海を臨み、南部は讃岐山脈が連なっており、中央部は讃岐平野が広がっている。

本市北東部の屋島、五剣山、北西部の五色台、串ノ山がそれぞれ瀬戸内海国立公園に指定されている。また、南部の大滝山、竜王山周辺は大滝大川県立自然公園に指定されている。これら北部と南部を結ぶ緑が西部と東部に存在し、本市域は緑豊かな自然に囲まれている。中央部の平野部には農用地が広がり、香川県の特徴となっているため池が多く点在する他、河川が南北に流れており、河川敷を利用した緑地や公園が整備されている。

本市は、市町合併により市域が拡大したが、その昔は水城で有名な高松城の城下町として栄えたことから、北部から市街地が形成され、これらが徐々に広がり現在の市街地を形成している。また、市街地の周辺には農地や山林が残っており、海と山に囲まれた自然豊かな地形的特性を有している。

これら都市の骨格を形成する緑を今後とも適切に保全・整備していく必要がある。

### ② 自然環境

天然林の植生、特異な地形・地質、希少な野生生物の生息地などの優れた自然を有する場所として瀬戸内海国立公園である五色台、国指定の天然記念物である屋島、大滝山・竜王山周辺の大滝大川県立自然公園が存在し、大滝大川県立自然公園には県下唯一のブナ林が残存する。

また、本市中央部に位置する藤尾山自然環境保全地域では主に樹齢100～200年のアカマツ、アラカシ、ウラジロガシ、イチイガシ（本県においては希少）、ツブラジイ、ナラガシワ、クスノキ、ナナミノキなどの樹種からなる常緑広葉樹林がある。

他にも天然記念物・自然記念物に指定されている樹木や神社の社叢、本市の名木指定を受けている樹木なども数多く存在する。

今後は、これらの自然環境を適切に保全していく必要がある。

### ③ 歴史風土と一体となる緑

屋島は源平合戦の地としても有名である。また、四国八十八箇所の札所である屋島寺も存在するなど、優れた歴史風土を有している場所である。他にも江戸時代初期に整備された国指定特別名勝の栗林公園、国指定特別史跡の讃岐国分寺跡や史跡である府中・山内瓦窯跡、讃岐国分尼寺跡、石清尾山古墳群、高松城跡などの優れた歴史風土が存在する。

今後は、歴史風土と一体となる緑を保全していく必要がある。

#### ④ 生活環境を形成する緑

人々が豊かで快適な生活を営む上で、潤いややすらぎのある空間の存在は欠かせないものであり、人々はそれらに自然的なものを求めており、水や緑の果たす役割は大きいといえる。

また、自然にふれることや人と人との交流を通じて人間的な成長を遂げるなど公園や広場等の公共スペースの存在は大きい。

本市の公園は、住んでいる区域の人々を対象とした街区公園、近隣公園、地区公園をはじめ、住民全般を対象とした休息・観賞・散歩・遊戯・運動などの総合的な利用に供するための総合公園（仏生山公園、峰山公園）、運動を目的とした運動公園（東部運動公園、香川県総合運動公園）、歴史性を有した公園の歴史公園（栗林公園、玉藻公園）、墓園（平和公園、六ツ目公園）、広域のレクリエーション需要を充足することを目的とした広域公園（さぬき空港公園）など様々な目的に応じた公園が整備されている。

また、住宅地に近接する道路に植栽されている住居密着型の街路樹は、騒音を減少させるなど生活環境の向上に役立っている。

快適な生活環境を創出するために、これらの緑を保全・整備していくことが必要である。

#### ⑤ 農林業地

本市の中央部には農用地が広がっているが、平成 16 年の市街化調整区域の線引き廃止に伴い、農地から宅地への転用が進み、年々経営耕地面積は減少している。さらに、農業従事者の高齢化や後継者不足等の問題により、耕作放棄地が増加傾向にある。

今後も都市計画制度を活用しながら、適正な土地利用の誘導や開発許可の運用を行うとともに農地転用の審査基準の適正な運用に努め、優良農地を保全していく必要がある。さらに、農地を保全するため、耕作希望者に対する農地の斡旋や遊休農地等を市民農園や学校教育の場として活用するなど必要である。

山林は環境負荷の軽減、生物の生息地として貴重な空間であるが、松くい虫による被害や維持管理不足による山林の荒廃化の進行が懸念されることから、枝打ち、間伐等による適正な維持管理が必要である。

#### ⑥ 自然との共生

森林や農地、河川やため池などの自然は、すべての生命の存立基盤であるが、人間の社会活動により良好な自然環境が減少していることは事実である。また、かつて里山として人が管理していた森林等も利用されなくなったことで荒廃した自然となっているものもある。

自然との共生は良好な住環境を創出するだけでなく、生物多様性の観点からも必要不可欠であり、河川やため池などは、親水やビオトープといった自然との共生を感じることでできる空間として保全が必要である。また、里山として利用されていた森林についても適切な維持管理が必要である。特に、太田中央公園には生物との共生に配慮したビオトープ空間が整備されている。このような自然を管理、保全するとともにネットワーク化することが生物の生息空間の確保につながるものである。

他にも、透水性舗装、壁面・屋上緑化の実施など環境に配慮した整備手法の積極的な導入についても検討していく必要がある。

---

## ⑦ 都市環境負荷の軽減

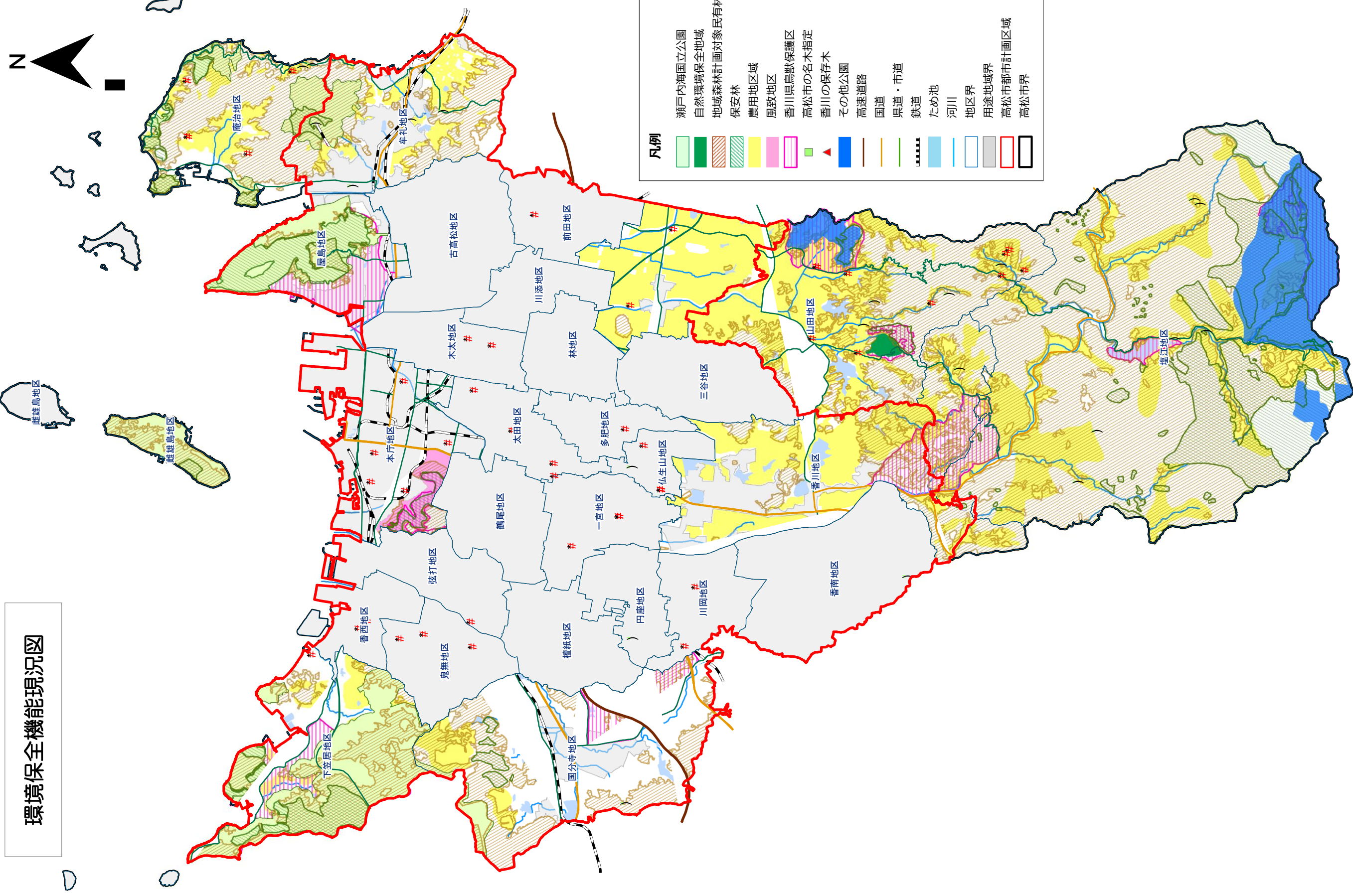
中央公園の樹木や中央通りのクスノキなどは、市街地における貴重な緑として人々にやすらぎを与えるとともに、大気の浄化、騒音の軽減といった都市環境負荷軽減の一役を担っているが、市街地における緑はまだまだ少ない。

特に最近の地球的規模での環境問題への関心の高まり等から、自然との共生、都市環境負荷の軽減等について力点を置く必要性が高まっている。

本市においても、ヒートアイランド現象をはじめとする都市環境に関する問題に対し、公園・緑地や公共公益施設、民有地の緑化、自然環境の保全など、緑の果たす役割は大きいため、緑を適切に保全、活用していくことが必要である。



環境保全機能現況図



**凡例**

	瀬戸内海国立公園
	自然環境保全地域
	地域森林計画対象民有林
	保安林
	農用地区域
	風致地区
	香川県鳥獣保護区
	高松市の名木指定
	香川の保存木
	その他公園
	高速道路
	国道
	県道・市道
	鉄道
	ため池
	河川
	地区界
	用途地域界
	高松市都市計画区域
	高松市界

0 750 1,500 3,000 4,500 6,000  
メートル

## (2) レクリエーション機能の分析

公園は、体を動かすことや自然との交流などを通じてリフレッシュを図るといったレクリエーション機能を有している。

また、公園では高松まつりに代表される各種イベントも開催されており、あらゆる空間として利用されている。

ここでは、当該都市の余暇特性と緑、自然とのふれあいと緑、日常圏におけるレクリエーションの場、広域圏におけるレクリエーションの場、ネットワーク性の確保の視点について整理する。

### ① 当該都市の余暇特性と緑

週休二日制の導入などにより余暇時間が増大しており、その過ごし方についてもスポーツや行楽等から気軽に行う運動まで様々である。

また、健康志向の高まりから生活習慣病予防及びメタボリックシンドローム予防のために屋外にてウォーキングやジョギングを行う人が増加している。

平成21年に実施した市民意識調査からも、大きな公園より身近な公園に対するオープンスペース、緑地などに対する不満の割合が高い結果となっている。

このことから屋外活動の拠点となる場の充実や軽運動をいつでも気軽に行うことができる生活地から身近に配置された公園、広場を確保する必要があり、それらの場所においては、日陰や潤いを提供する緑の確保が必要である。

### ② 自然とのふれあいと緑

自然とふれあえる公園として、総合公園である峰山公園や歴史公園である栗林公園の他にも公淵森林公園、五色台、大滝山県民いこいの森などが存在する。

これらは自然の中に整備された公園であり、峰山公園、公淵森林公園にはアスレチックコースやキャンプ場があり、五色台、大滝山県民いこいの森では野外活動センターにおいてキャンプを楽しむことができるようになっており、自然の中で時間を過ごせる空間を有した公園である。

このように自然を利用した公園は山間部に多く、峰山公園、栗林公園は比較的市街地に近接する公園として貴重な空間となっている。

市街地近郊では、整備された市民農園の利用率が80%を超えているなど、本市では土や自然とのふれあいに対するニーズが高い。

### ③ 日常圏におけるレクリエーションの場

本市における街区公園（誘致距離 250m）は、248箇所と整備した公園の中で最も多く、整備面積は33.87haであり、本庁地区では50の街区公園が整備されている。

本市における都市公園等と地区別公園数及び面積状況等を次ページに示す。



### 高松市内における都市公園等

種別	市域		一人当たり の公園面積	標準的な規模	誘致距離
	箇所数	面積(ha)			
街区公園	248	33.87	0.81 m <sup>2</sup> /人	0.25ha	250m
近隣公園	15	24.94	0.59 m <sup>2</sup> /人	2ha	500m
地区公園	3	17.70	0.42 m <sup>2</sup> /人	5ha	1000m
総合公園	3	46.46	1.11 m <sup>2</sup> /人	10~50ha	—
運動公園	2	78.10	1.86 m <sup>2</sup> /人	15~75ha	—
歴史公園	2	83.72	1.99 m <sup>2</sup> /人	—	—
墓園	2	16.06	0.38 m <sup>2</sup> /人	—	—
広域	1	40.52	0.96 m <sup>2</sup> /人	—	—
緑道	6	2.08	0.05 m <sup>2</sup> /人	—	—
緑地	33	37.66	0.90 m <sup>2</sup> /人	—	—
計	315	381.11	9.07 m <sup>2</sup> /人		

※県管理公園を含む

本市の人口（H30.3.1） 420,233人

### 地区別公園数及び面積状況等

地区名	開設面積 (ha)	公園数 (計)	種別								
			街区 公園	近隣 公園	地区 公園	総合 公園	運動 公園	特殊 公園	広域 公園	緑道	緑地
本庁地区	115.92	65	50	1	1	1	0	2	0	3	7
鶴尾地区	0.76	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
太田地区	3.45	9	7	2	0	0	0	0	0	0	0
木太地区	6.81	24	20	3	0	0	0	0	0	0	1
古高松地区	53.41	17	13	1	0	0	1	0	0	0	2
屋島地区	3.24	16	12	0	0	0	0	0	0	1	3
前田地区	0.01	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
川添地区	0.02	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
林地区	1.78	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0
三溪地区	12.17	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0
仏生山地区	9.00	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
香西地区	0.34	4	2	0	0	0	0	0	0	0	2
一宮地区	0.22	5	4	0	0	0	0	0	0	0	1
多肥地区	3.51	11	9	2	0	0	0	0	0	0	0
川岡地区	0.19	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
円座地区	31.83	4	2	1	0	0	0	0	0	0	1
檀紙地区	0.40	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
弦打地区	2.79	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼無地区	0.04	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
下笠居地区	31.07	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0
雌雄島地区	0.07	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
山田地区	0.48	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
塩江地区	1.08	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
香南地区	42.83	4	2	1	0	0	0	0	1	0	0
香川地区	1.84	24	22	0	0	0	0	0	0	0	2
国分寺地区	19.71	24	18	0	2	0	0	1	0	1	2
庵治地区	24.56	12	8	0	0	1	0	0	0	1	2
牟礼地区	13.59	55	42	3	0	0	0	0	0	0	10
合計	381.11	315	248	15	3	3	2	4	1	6	33

---

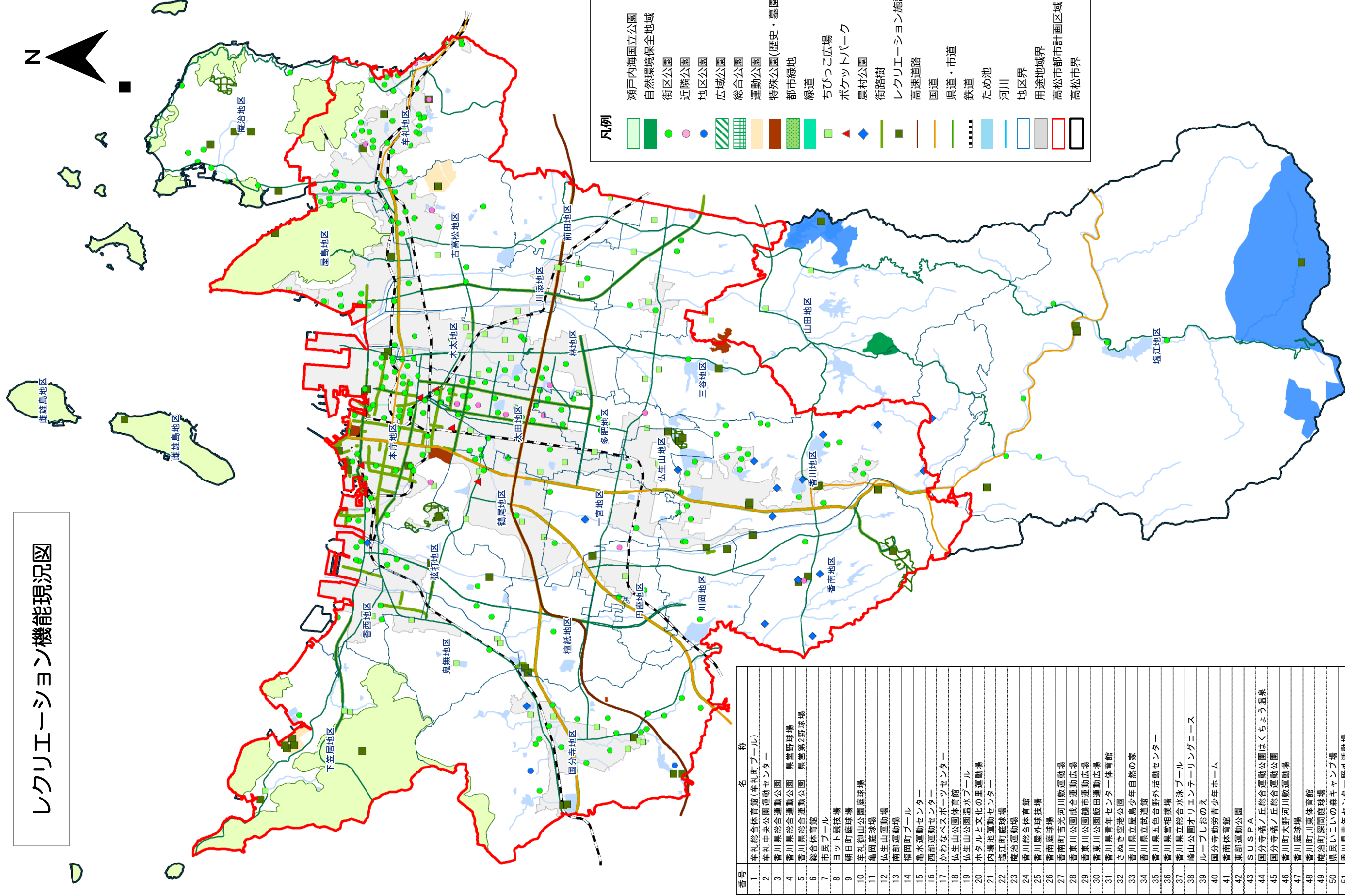
#### ④ 広域圏におけるレクリエーションの場

広域から多くの人を訪れる場所として、屋島、栗林公園、玉藻公園、香川県総合運動公園、東部運動公園、公湊森林公園、さぬき空港公園、さぬきこどもの国などが存在し、スポーツ、軽運動、鑑賞などに広く利用されている。

これらの場所は比較的大人数で訪れる傾向にあることから、アクセス機能の向上が必要である。



# レクリエーション機能現況図



**凡例**

瀨戸内海国立公園	自然環境保全地域	街区公園	近隣公園	地区公園	広域公園	総合公園	運動公園	特殊公園(歴史・墓園)	都市緑地	緑道	ちびっこ広場	ポケットパーク	農村公園	街路樹	レクリエーション施設	高速道路	国道	県道・市道	鉄道	ため池	河川	地区界	用途地域界	高松市都市計画区域	高松市界
----------	----------	------	------	------	------	------	------	-------------	------	----	--------	---------	------	-----	------------	------	----	-------	----	-----	----	-----	-------	-----------	------

番号	名称
1	牟礼総合体育館(牟礼町プール)
2	牟礼中央公園運動センター
3	香川県総合運動公園 県営野球場
4	香川県総合運動公園 県営第2野球場
5	香川県総合運動公園 県営第2野球場
6	総合体育館
7	市民プール
8	ヨット競技場
9	朝日町庭球場
10	牟礼町山公園庭球場
11	亀岡庭球場
12	仏生山運動場
13	南部運動場
14	福岡町プール
15	亀水運動センター
16	西部運動センター
17	かわなべスポーツセンター
18	仏生山公園体育館
19	仏生山公園温水プール
20	ホテルと文化の里運動場
21	内場地運動センター
22	塩江町庭球場
23	麻治運動場
24	香川総合体育館
25	香川屋外球技場
26	香南庭球場
27	香南町吉光河川敷運動場
28	香東川公園成合運動広場
29	香東川公園額市運動広場
30	香東川公園額市運動広場
31	香川県青年センター体育館
32	さぬき空港公園
33	香川県立屋島少年自然の家
34	香川県立武運館
35	香川県五色台野外活動センター
36	香川県営相撲場
37	香川県立総合水泳プール
38	峰山公園オリエンテーリングコース
39	ループしおのえ
40	国分寺勤労青少年ホーム
41	香南体育館
42	東部運動公園
43	SUSPA
44	国分寺橋ノ丘総合運動公園はくちよう温泉
45	国分寺橋ノ丘総合運動公園
46	香川町大野河川敷運動場
47	香川庭球場
48	香川町川東体育館
49	麻治町深間庭球場
50	県民いこいの森キャンプ場
51	香川県青年センター野外活動場
52	県営女木島野営場
53	公別森林公園キャンプ場
54	麻治グートボール場
55	麻治ベータンク場
56	屋島競技場
57	りんくうスポーツ公園 ※H30.8供用開始



### (3) 防災機能の分析

緑は様々な防災機能を有しており、山間部の樹木には地すべりの抑止的機能や保水による流出抑制機能などがある。平地部における農地は一時的な遊水池として雨水の流出調整効果がある。また、緑には延焼防止機能や火災時の熱風を遮断するなどの機能を有することから、避難路や避難場所において一定の効果が期待できる。

ここでは自然災害の軽減、人為災害の軽減や避難体系上重要な緑について整理する。

#### ① 自然災害の軽減

土石流、地すべりなどによる被害を防止する目的で指定される土石流危険区域、地すべり防止区域及び砂防指定地は、いずれも南部・西部・東部の山間部に集中している。

同様に山間部においては、災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するための保安林が指定されている。

しかしながら山間部の森林は、松くい虫の被害や林業従事者の減少、管理不足による荒廃化が深刻である。

また、本市にはため池も多く存在し、農村景観や潤いのある空間の創出に役立っているが、近年ではため池周辺の農村部においても宅地化が進行し、ため池に近接した宅地も存在することから、老朽化したため池では改修などの整備が必要である。

#### ② 人為災害の軽減

市街地では狭隘道路により街区が構成されている地域もあり、地震などの発生時には火災の延焼による被害の拡大が懸念されるため、街路の緑化等により延焼を遮断する機能の充足に努める必要がある。

本市には、急傾斜地崩壊危険箇所 1,182 箇所が存在しており、法面の風化・浸食などが進行すれば、災害を起こす危険がある。よって、がけを被う緑の適切な管理や崩壊防止工事などを適切に実施していく必要がある。

#### ③ 避難体系上重要な緑

避難場所としては学校、コミュニティセンターが指定されており、避難場所の外周には、延焼防止帯や火災時の熱風を遮断する役割を担う緑が配置されていることが望ましく、一時的な避難生活においても、緑ある空間が存在することが望まれる。

現在、一次避難地として玉藻公園、中央公園などが指定されており、広域避難地として峰山公園、仏生山公園などの比較的規模の大きな公園が指定されている。

また、国道、県道、市道の一部には街路樹が植栽されており、避難路や緊急輸送路となる幹線道路では、防災上の効果が期待できる。





#### (4) 景観形成機能の分析

広大な空や海、市街地の広がりなど、日常あまり目にしない美しい眺めや良好な景観は人々の記憶に残り、季節に応じた花や木々の彩りによる景色も人々の心を和ませるものとなっている。このように良好な景観を形成する要素の一つとして緑や花などは重要なものとなっている。

ここでは都市を代表する郷土景観、地区を代表する郷土景観、優れた景観の眺望点、ランドマークとなる場所、景観形成のバランス、都市景観の創出の視点について整理する。

##### ① 都市を代表する郷土景観

屋島は特徴的な地形（メサ）を有しており、遠くから見る屋島の景観は本市の特徴的な景観である。同様に、五剣山もその形状から特徴的な景観を有している。しかしながら、五剣山周辺では採石に伴い、緑が減少しているところである。

栗林公園は回遊式庭園の形式を有しており、樹木、池、築山等で構成された景観はすばらしいものがある。

国の史跡に指定されている高松城跡は、天守閣は現存しないが、現存する櫓や樹木は、当時の面影を残しており、本市を代表する景観となっている。

五色台は、5つの峰が連なった山であり、瀬戸内海に張り出すような地形から良好な景観スポットを有している。

平地部に広がるため池は、本市の特徴的な農村景観であり、久米池ではアサザが生育するなど、特長的な景観を有している。

##### ② 地区を代表する郷土景観

市街地に近い緑としては、「香川のみどり百選」にも選定されている勝賀山、石清尾山、由良山がある。また、六ツ目山・伽藍山などの山々が並ぶ景観を有し、地区を代表する景観となっている。

市内に残る古墳や寺社などは、歴史的な建造物であり、周辺の自然や社叢と併せて地区を代表する景観となっている。

都市景観形成地区に指定されている仏生山地区は、門前町として栄えた当時の町家が残っており、今後も保全に力を注ぐ必要がある。また、香西港地区（愛染川周辺）は、商港として栄えた歴史的町並や寺院が残っており、今後も保全を図る必要がある。

##### ③ すぐれた景観の眺望点

屋島スカイウェイ及び五色台からは瀬戸内海を一望できる眺望点が存在する。また、峰山公園の展望台は市街地や屋島を眺望することができる地点である。

建築物における眺望点としては、高松シンボルタワーの展望室があり、ここから瀬戸内海や屋島、市街地を眺望することができる。

このようにすぐれた景観の眺望点が市内に点在する。



#### ④ ランドマークとなる場所

本市の自然対象のランドマークとしては、その形状が特長的な屋島、五剣山があげられる。街中におけるまとまった緑の空間として目を引くのが、栗林公園、中央公園、玉藻公園であり、市街地におけるランドマークといえる。

人工的な建築物としては、高松シンボルトワー、香川県庁があげられ、高松シンボルトワーは中央通りから見るランドマークとなっている他、海上から本市を望んだ場合のランドマークとなっている。

そのほか、田村神社、冠纒神社などに代表される数多く存在する寺社についても、森、社叢などと相まって、地区におけるランドマーク的な存在である。

#### ⑤ 景観形成のバランス

高松城跡の天守閣は取り壊されているが、一部現存する櫓や石垣が残っている。城跡内には、現存する松などの樹木によって、周辺の建物が見えないように遮断され、一度城跡内に入ると往時の面影や空間を想像することができる重要な役割を有している。このように緑は、建造物と一体となって景観を形成しており欠かせないものである。

なお、このような歴史施設やそれに伴う緑などの景観資源は、市街地において少なくなっており、今後も保全が必要である。

#### ⑥ 都市景観の創出

平成 29 年に改定した「高松市都市計画マスタープラン」では、拠点における重点的な都市景観の向上を図る地区として、広域交流拠点に位置づけられている中心市街地地区、太田第 2 地区周辺、香川インテリジェントパーク地区周辺を対象としている。

中心市街地地区では、サンポート高松が整備され、建物が建ち並ぶ中であって貴重な緑化空間が確保されている。

中央通りは広幅員の道路であり、中央分離帯にあるクスノキは大きく成長し、まとまった緑の空間を有している。また、電線などの地中化や歩道のカラー舗装などの整備により、良好な景観を形成しており、市街地における代表的な道路景観といえる。

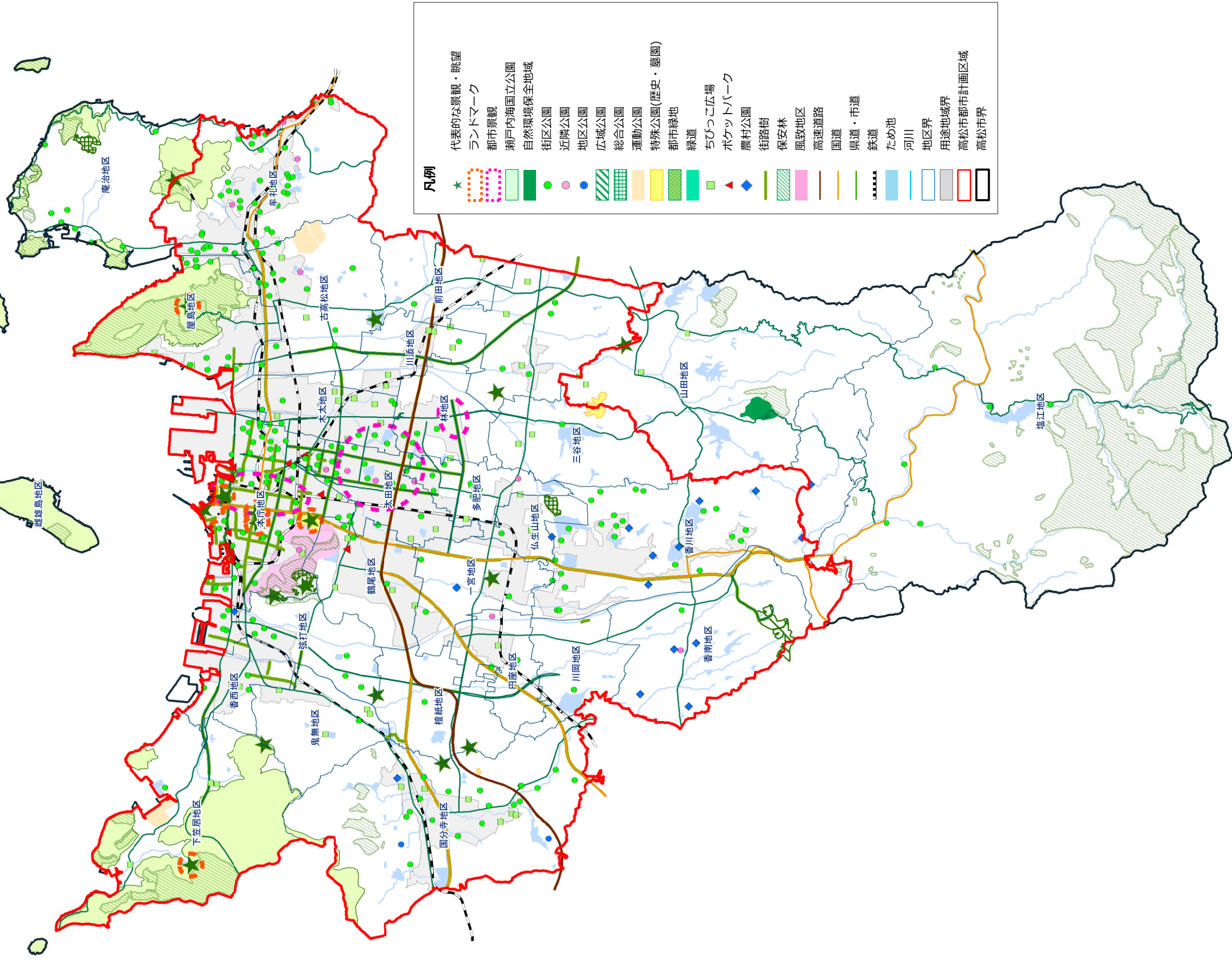
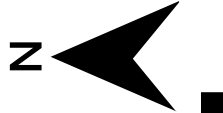
太田第 2 土地区画整理事業地区のレインボーロードでは、中央分離帯や歩道に緑化が行われており、噴水、モニュメント、ベンチなどの設置と併せて憩いの空間が形成されている。

また、香川インテリジェントパーク内東西道路（サンシャイン通り）にも連続した緑化が行われている。

今後とも公共公益施設や民有地の一体的な緑化を推進することが望まれる。

また、「高松市都市計画マスタープラン」では、国道 11 号・30 号・193 号は本市の骨格的な道路であることから都市景観軸として位置づけており、中央通りのように街路樹が多い区間も存在するが、今後とも街路樹植栽の整備推進が望まれる。併せて沿道の建築物等への緑化を推進することも望まれる。

# 景観形成機能現況図



**凡例**

- 代表的な景観・眺望
- ランドマーク
- 都市景観
- 瀬戸内海国立公園
- 自然環境保全地域
- 街区公園
- 近隣公園
- 地区公園
- 広域公園
- 総合公園
- 運動公園
- 特殊公園(歴史・墓園)
- 都市緑地
- 緑道
- ちびっこ広場
- ポケットパーク
- 農村公園
- 街路樹
- 保安林
- 風致地区
- 高速道路
- 国道
- 県道・市道
- 鉄道
- ため池
- 河川
- 地区界
- 用途地域界
- 高松市都市計画区域
- 高松市界

### 3.2 目標達成状況

前計画（平成 22 年 9 月改定）では、緑地の整備目標を、5 年後の平成 25 年、中間年次（平成 30 年）、目標年次（平成 40 年）に設定し、整備を進めてきた。前計画の目標達成状況は以下のとおりである。

#### ① 前計画にて設定した都市公園等の目標水準

前計画における、都市公園等として整備すべき緑地の目標水準は以下のとおりである。

年次	現況 (平成 20 年)	5 年後 (平成 25 年)	中間年次 (平成 30 年)	目標年次 (平成 40 年)
都市公園等	309.8ha (7.40 m <sup>2</sup> /人)	364.1ha (8.84 m <sup>2</sup> /人)	454.2ha (11.27 m <sup>2</sup> /人)	474.8ha (12.56 m <sup>2</sup> /人)

#### ② 都市公園等に関する整備の達成状況

平成 20 年度に比べ現在の都市公園等の面積は、71.5ha 増加しているが、目標値（平成 30 年度）と比べると約 73.1ha 不足しており、市民一人当たりの都市公園等面積についても、平成 30 年度は 9.07m<sup>2</sup>/人であり、目標値（平成 30 年度）の 11.27m<sup>2</sup>/人を下回っている。

住区基幹公園の整備については、緑化重点地区に定められている太田第 2 土地区画整理事業地内での整備が完了しており、平成 26 年度以降、身近な公園整備事業で鶴尾、木太、太田南、三溪、大野、香西の各小学校区において、街区公園の整備を行っている。また、庵治のあじ竜王山公園については、平成 28 年度に総合公園として供用となった。

年次 緑地種別	平成20年度(現況)			平成25年度(現況)			平成30年度(目標推計値)			平成30年度(現況)			
	整備量		m <sup>2</sup> /人	整備量		m <sup>2</sup> /人	整備量		m <sup>2</sup> /人	整備量		m <sup>2</sup> /人	
	箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		
住区基幹公園	街区公園	229	31.47	0.75	236	32.31	0.77	234	32.63	0.81	248	33.87	0.81
	近隣公園	13	22.50	0.54	15	24.94	0.60	15	24.90	0.62	15	24.94	0.59
	地区公園	3	17.70	0.42	3	17.70	0.42	3	17.70	0.44	3	17.70	0.42
都市基幹公園	総合公園	2	24.28	0.58	2	24.28	0.58	3	49.78	1.24	3	46.46	1.11
	運動公園	2	35.05	0.84	2	42.60	1.02	2	78.10	1.94	2	78.10	1.86
特殊公園	歴史公園	2	83.31	1.99	2	83.31	1.99	2	84.21	2.09	2	83.72	1.99
	墓園	2	16.06	0.38	2	16.06	0.38	2	16.06	0.40	2	16.06	0.38
広域	1	40.52	0.97	1	40.52	0.97	1	40.52	1.01	1	40.52	0.96	
都市緑地	25	36.93	0.88	32	37.62	0.90	25	108.52	2.69	33	37.66	0.90	
緑道	5	1.82	0.04	6	2.08	0.05	5	1.82	0.05	6	2.08	0.05	
都市公園等計	284	309.64	7.40	301	321.40	7.68	292	454.24	11.27	315	381.11	9.07	
人口	418,688			418,523			403,000			420,223			

※平成 30 年度（目標推計値）は、前計画（平成 22 年 9 月改定）の整備目標値が示されている。

### 3.3 第 2 次計画の進捗に関する分析・評価

第 2 次計画では、基本理念、基本方針に基づき、緑の保全・整備・創造・啓発の施策体系を定め、施策の実施に取り組んできた。

法制度の指定や保存樹・保存樹林等の良質な緑の保全については、概ね実施されており、継続的な実施の検討が必要である。しかし、条例等による保全誘導・活用については実績がなく、契約等については慎重に検討を行っていくことが重要である。

潤いのある親水空間の形成、道路の緑化、緑を通じた災害に強いまちづくりの展開、公益施設の修景緑化については、街路樹整備や公園等への植栽、花壇の管理等が実施されており、関



---

係機関においても計画的に河川や斜面地の緑の創出・保全に取り組んでいる。今後も継続的な取り組みが必要であるとともに、公共施設に関しては、緑化に関して先導的役割を果たすため、緑化基準等の制定を検討することも必要である。

公園緑地の整備については、市管理の 296 公園については植栽の維持管理に努めており、中央公園では広場の芝生化を実施した。また、東部運動公園の整備や太田第 2 土地区画整理事業区域内においての公園整備を実施した。今後も継続的に取り組んでいくとともに、適正な公園の配置や整備手法の検討等を実施する。

家庭・民間施設の緑化に関しては、緑地協定の締結、緑化モデル地区の指定が実施できていないが、緑化修景の促進や接道緑化の奨励として、屋上緑化や壁面緑化事業、生垣設置及び環境保全緑化等に対して助成を行っており、今後とも継続的な実施が必要である。

市民参加のしくみづくりに関しては、緑のボランティアの育成として、公園愛護会やフラワーサークルが結成されている。また、緑のイベントとしてフラワーフェスティバルも開催しているなど、緑化に対する技術的支援や緑化推進団体への活動支援・指導を実施しており、今後も継続する必要がある。

緑の普及啓発に関しては、市ホームページによる情報提供は実施しているが、緑化・環境教育活動の実施、苗木等の配布、緑化に関するパンフレットの発行には至っていない状況である。今後は、企業、市民などと協働した緑化の推進に向けた取り組みが重要であるため、緑の普及啓発を推進する必要がある。